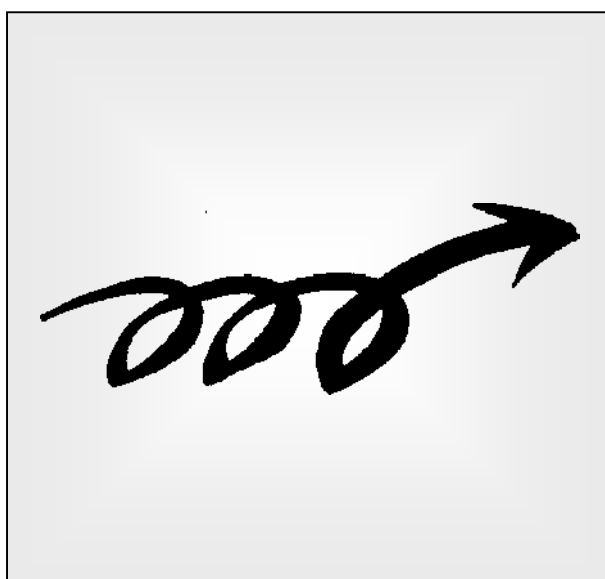


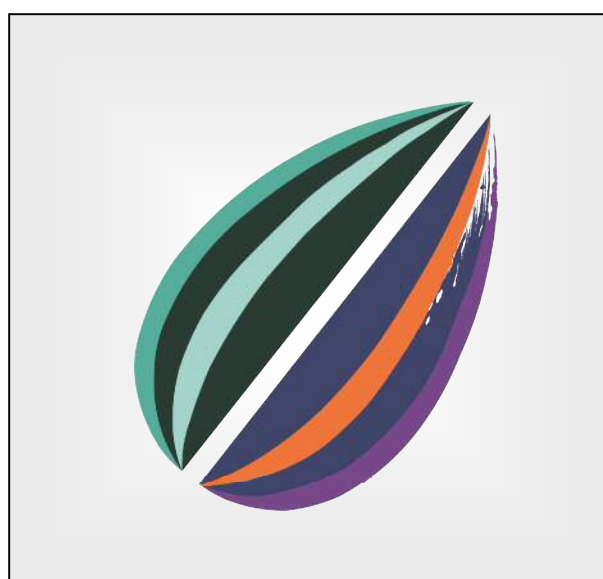
令和5年度

豊田市区長会 第10回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」
をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて
伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和5年12月27日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

次 第

【司会 寺田副会長／場所 市役所南庁舎 5 階 南 5 1 会議室】

1 豊田市民の誓い唱和 福士書記

2 会長 挨拶

3 豊田警察署 報告・説明 ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について	別紙
	報告内容 ・別紙のとおりです。	
2	警察署と地区区長会との連携について	別紙
	依頼内容 ・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。	

4 区長会 報告・確認・協議事項 ページ

1	区長会役員選考委員について	1
	協議事項 ・別紙のとおりです。	

5 共済会運営委員会 報告事項 ページ

1	今期見舞金の支給状況について	6
	報告内容 ・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は <u>原則 5 日以内</u> です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、 <u>事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。</u>	
2	自治区向け草刈安全講習会の実施について	7
	協議事項 別紙のとおりです。	

6 豊田市等からの依頼・情報提供事項 資料番号

1	「とよた市民福祉大学（第 8 期）」について	社会福祉協議会	1
	情報提供 ・「とよた市民福祉大学（第 8 期）」が修了しましたので、御報告します。 ・修了者について情報提供します。 【連絡先】豊田市社会福祉協議会 共生推進課（電話：31-1294/FAX：33-2346）	-	

2	消防団員募集の協力について		消防本部 総務課	2
	依頼内容	・地域の安全・安心を守る消防団員の募集活動について、各地区で周知等、ご協力をお願いします。 ・消防団員募集チラシの掲示をお願いします。 【連絡先】 消防本部総務課（電話：35-9717/FAX：35-9709）		
3	「水道管の凍結にご注意ください」啓発チラシの回覧について		上下水道局 総務課	3
	依頼内容	・1月から2月にかけて多発する各家庭の水道管凍結を未然に防止するため、「水道管の凍結にご注意ください」チラシの回覧にご協力ください。 【連絡先】 （上下水）総務課 電話：34-6653/FAX：36-5529 メール：jyougesuisoumu@city.toyota.aichi.jp		
4	道路損傷通報システムの導入について		道路維持課	4
	情報提供	・豊田市LINE公式アカウントから写真や位置情報を送信して、通報することができる「道路損傷システム」を新たに導入します。 【連絡先】 道路維持課 電話：34-6645 /FAX：34-6945 メール：douroiji@city.toyota.aichi.jp		
5	令和6年豊田市交通安全市民大会の開催について		交通安全防犯課	5
	依頼内容	区長会役員様にご案内しますので、出欠の報告をお願いします。なお、地区の各区長への配布は不要です。 日時：令和6年1月27日（土） 午後2時から4時 会場：豊田市福祉センター ホール（豊田市錦町1丁目1-1） 別紙資料に記載のとおり、交通安全防犯課までご回答ください。 【期 限】 令和6年1月9日（火） 【連絡先】 豊田市交通安全市民会議（交通安全防犯課内） 電話：34-6633/FAX：32-3794	-	

7 1月区長便のお知らせ

...

8

8 市からの主要施策の説明

健康づくり豊田21計画（第四次）の概要について・・・保健部総務課

9 意見交換

その他区長会として市に要望したいこと、自治区運営で困っていて他自治区に聞きたいこと

【第11回役員会】 1月31日（水） 14：00～ 市役所南庁舎5階 南51会議室

令和6年度 豊田市区長会役職者の選考について

《 今後の流れ 》

令和5年度

12月27日(水) 第10回 区長会役員会

① 役員選考委員の選出依頼

役員選考委員の条件等

- ・ 各ブロックの地区会長の中から1名ずつ(計6名)
- ・ 選考委員は、原則として4役への就任はない

※「区長会役職選考に関する内規」

1役員選考委員選出方法等(1)役員選考委員の選出より

1月9日(火) 役員選考委員の選出期限(区長会事務局へ提出)

1月25日(木) 区長会4役会にて役員選考委員(案)作成

1月31日(水) 第11回 区長会役員会

- ① 役員選考委員の決定
- ② 役職推薦書の提出依頼

3月4日(月) 役職推薦書 提出期限(厳守)

3月13日(水) 役員選考委員会の開催

〔 午後2時から 場所:豊田市役所 南庁舎 5F 53 会議室
選考委員6名、事務局 〕

新年度

4月10日(水) 第1回 区長会役員会にて内部発表

5月11日(土) 総会にて決定

令和6年度

豊田市区長会役員選考委員報告書

ブロック (○をつけてください)	1ブロック(崇化館・梅坪台・浄水・朝日丘・逢妻) 2ブロック(高橋・美里・益富・松平) 3ブロック(豊南・末野原・上郷) 4ブロック(竜神・若林・前林・若園) 5ブロック(猿投台・井郷・猿投・保見・石野) 6ブロック(藤岡・藤岡南・小原・足助・下山・旭・稲武)
選考委員 地区名	地 区
選考委員 自治区名	自治区
選考委員 区長名	

「区長会役職選考に関する内規」を理解し、各ブロックの令和5年度の地区会長で協議のうえ、提出してください。

選考委員は、3月13日(水)午後2時からの選考委員会にご出席いただきます。

提出期限: 令和6年1月9日(火)

提出先・問合せ : 豊田市区長会事務局(地域支援課内)

TEL34-6629 FAX35-4745

区長会役職選考に関する内規

1 役員選考委員選出方法等

(1) 役員選考委員の選出

選考委員は、前年度において次の6ブロックの地区会長の中から、1名ずつの推薦を受け、会長が指名する。

選考委員は、原則として、4役（会長、副会長、書記、会計）への就任はないものとする。

ブロック（自治区数）	構成地区
1 ブロック（39）	崇化館(12)、梅坪台(4)、浄水(5)、朝日丘(7)、逢妻(11)
2 ブロック（65）	高橋(15)、美里(14)、益富(14)、松平(22)
3 ブロック（37）	豊南(9)、末野原(11)、上郷(17)
4 ブロック（26）	竜神(8)、若林(4)、前林(11)、若園(3)、
5 ブロック（56）	猿投台(11)、井郷(5)、猿投(8)、保見(13)、石野(19)
6 ブロック（75）	藤岡(18)、藤岡南(6)、小原(12)、足助(14)、下山(7)、旭(5)、稲武(13)

(2) 役員選考委員会における選考

選考委員会への出席は、選考委員6名と、区長会事務局とする。

選考委員会は、選考委員長を互選する。

選考委員会では、地区区長会が提出した役職推薦書を参考に、選考基準等に照らし、協議のうえ決定する。

2 会長・副会長・書記・会計の任期・選考基準等

(1) 区長会長1名について

① 会長任期は1期1年2期までとする。

なお、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。

② 会長の選考にあたっては、地区区長会の持ち回り等、地域的な配慮をなくし、人物本位で選考に当たるものとする。

③ 1年以上の地区会長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

④ 会長の選考に当たっては、次の事項を確認し行うものとする。

- ・他の模範となるような自治区運営がされていること。
- ・関係地区区長会の全面的な支持があること。
- ・区長会長としての職務を遂行できる識見と体力があること。

(2) 副会長3名について

① 副会長の任期は1期1年2期までとする。

ただし、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。

② 副会長3名の選考に当たっては、地区エリア等に配慮し選考するものとする。

③ 副会長についても区長経験年数等にとらわれず、人物本位の選考とする。

④ 会長に事故があった場合に備えて、会長代行者を決めておくものとする。

この場合の代行期間は、当該年度末までとする。

⑤ 会長代行者の副会長の選考に当たっては、(1)④の事項を確認し行うものとする。

- ⑥ 原則 1 年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。
- ⑦ 会長代行者以外の副会長 2 名は、書記・会計をそれぞれ兼ねるものとする。

(3) 書記 1 名、会計 1 名について

- ① 任期は 1 期 1 年 2 期までとする。
- ② 地区エリア等に配慮し、選考するものとする。
- ③ 原則 1 年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

3 施行期日

この内規は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

(選考委員は、6 ブロックの地区会長の中から 1 名ずつの推薦を受けると変更する。
選考委員は、「役職推薦書の提出のない地区会長とする」から「4 役への就任は
ないものとする」と変更する。)

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(高橋、豊南地区の自治区数を変更する。)

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(逢妻、猿投台地区の自治区数を変更する。藤岡地区を藤岡と藤岡南に分離する。)

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし書き、「該当する地区会長がいない場合は、前年度の役員会による推薦を
うけた地区会長が役員選考委員会の承認を経て就任するものとする。」から「1
年以上の区長経験を持つ地区会長がいないブロックはブロックの推薦があれば
役員選考委員会で選考できる。」と変更する。)

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(会長任期について、規約との整合。)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(末野原地区の自治区数を変更する。梅坪台地区を梅坪台と浄水に分離する。)

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(選考委員会への出席者に会長代行を追加する。会長任期のただし書きを追加す
る。)

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(会長任期のただし書きを削除する。会長任期を 1 期 1 年 2 期までに変更する。)

この内規は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(選考委員会の出席者から前年度の区長会長(会長代行)を削除する。)

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(末野原地区と足助地区の自治区数を変更する。)

この内規は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(役職推薦書の提出を総務委員から地区区長会に変更する。副会長及び書記・会計
の選考における「1 年以上の区長経験をもつ地区会長」を「原則 1 年以上の区長
経験をもつ地区会長」に変更する。選考における但し書を削除する。)

区長会役員選考委員の推移について

● H 2 5 年度～

- 1 次の6ブロックの地区会長の中から、1名ずつの推薦を受け、会長が指名する。
選考委員は、原則として4役への就任はしない。

ブロック名	構 成 地 区
1 ブロック	崇化館、梅坪台、浄水(H28～)、朝日丘、逢妻
2 ブロック	高橋、美里、益富、松平
3 ブロック	豊南、末野原、上郷
4 ブロック	竜神、若林、前林、若園
5 ブロック	猿投台、井郷、猿投、保見、石野
6 ブロック	藤岡、藤岡南(H23～)、小原、足助、下山、旭、稲武

2 選考委員推移（網掛け下線は委員長）

年 度	1 ブロック	2 ブロック	3 ブロック	4 ブロック	5 ブロック	6 ブロック
H 2 5	梅坪台	高橋	上郷	若園	猿投	小原
H 2 6	朝日丘	美里	末野原	若林	石野	下山
H 2 7	逢妻	高橋	上郷	前林	猿投台	稲武
H 2 8	崇化館	美里	豊南	竜神	石野	旭
H 2 9	浄水	高橋	上郷	前林	猿投台	藤岡南
H 3 0	朝日丘	美里	上郷	若園	保見	藤岡
R 1	朝日丘	高橋	上郷	若園	猿投台	小原
R 2	逢妻	松平	上郷	竜神	井郷	足助
R 3	梅坪台	美里	上郷	若林	猿投	旭
R 4	浄水	益富	上郷	前林	猿投台	稲武
R 5	朝日丘	松平	上郷	前林	石野	藤岡南

第 10 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
12 月 1 日～12 月 31 日	5	151,000	8	320,600
4 月 1 日～12 月 31 日	51	1,010,725	45	1,248,100
1 件あたりの平均支給額	—	19,818	—	27,736

2 12月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額(円)	行 事 名	傷害の内容	発 生 状 況
1	美 山	51,000	夏祭り	右足関節外側側副 靱帯損傷他	夏祭り準備の為、脚立を抱えたまま45cm程 の段差を降りた時、足を捻挫し負傷
2	坂上町	6,000	秋の環境美化活動	蜂刺傷(首)	道路脇の落ち葉や枯れ枝の清掃中、崖にあ ったスズメ蜂の巣に気付かず刺され負傷
3	末野原ミ	7,000	ふれあいまつり	右手中指裂傷	テントの脚を伸ばして屋根を持ち上げる 際、脚の継ぎ目に指を挟み負傷
4	東 田	6,000	防犯パトロール	右手打撲・裂傷	地図を見ながら角を曲がる際、蓋の無い側 溝に落ちて手を突き負傷
5	敷 島	81,000	春の環境美化活動	頭蓋骨骨折・外傷 性くも膜下出血他	草刈り機の燃料を倉庫へ取りに行った時、 雨で濡れていた土間で足を滑らせ転倒し 頭部を強打して負傷

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
12 月 1 日～12 月 31 日	0	0	1	237,380
4 月 1 日～12 月 31 日	19	2,104,439	14	3,067,040

自治区向け草刈安全講習会の実施について（案）

記

1 目的

自治区向けに草刈機を安全に使用するための講習会を実施することで、自治区の環境美化中の草刈機等によるけがの防止、並びに石飛事故等の抑止を図る。

2 日程（仮）

- ①令和6年5月17日（金） 午後2時～午後4時
- ②令和6年5月19日（日） 午前10時～正午
- ③令和6年5月19日（日） 午後1時30分～午後3時30分

3 場所

豊田市福祉センター（錦町1-1-1）

4 対象者

以下の条件を満たす人（各回20～30名程度）

- ①自治区の環境美化で草刈機等を使用する予定がある人
 - ②講習の内容を自治区内で共有し、安全に草刈りをするポイントを周知できる人
- ※草刈機等を多くの方が使用する自治区は積極的に御参加ください。

5 講師

愛知県緑化センター 緑化相談員 鈴木 金幸 氏

※緑化センター経由で依頼するため費用は発生しない予定。

6 内容

座学講習（例：草刈機を安全に使用するためのポイント等）

※草刈機を初めて扱う人向けの内容ではありません。

7 スケジュール

2月区長便	通知・申込受付
4月中	参加者へ案内送付
5月	講習会実施

1 月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

No.	文 書 名	担当課	電話	種類	送付先
1	道路損傷通報システムの導入	道路維持課	34-6645	通知	全自治区
2	令和5年度全国一斉情報伝達訓練の実施	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
3	「消防団員募集の協力について」	(消)総務課	35-9717	依頼	全自治区
4	「交通安全市民会議ニュース1月号」他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
5	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	配付	旧市内自治区
6	「水道管の凍結にご注意ください」	(上下水)総務課	34-6653	回覧	全自治区

※「自治区だより」が提出されていない自治区は、発行の都度支所に
3部（挙母地区は地域支援課に2部）ご提出をお願いいたします。

※区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますのでご協力ください。

- ・区長便の空袋は、区長便箱へ入れておいていただくか、お近くの支所へお渡しください。
- ・区長便袋には、送付文書を残さず、必ず空にしてください。
(提出物などを入れないようにお願いします。)

※回覧数等の変更・訂正がある場合は、支所・地域支援課へご連絡ください。

【地域支援課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745
メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七^{しちしゅう}州^{うつく}をのぞむ美^{さん}しい山河にかこまれ、
輝^{かがや}かしい衣^{ころも}の里^{さと}の歴史^{れきし}と伝統^{でんとう}をうけつぎながら、
あ^あすむ^むの^のとよた^{とよた}し^ししみん^{みん}
明日^{あす}に向かって伸びゆく豊田市^{とよた}の市民^しです。

- 1 みどり^{みどり} 緑^{かわ}をはぐくみ、川^{たいせつ}を大切に^{して}、
ゆた^{ゆた}かな^し自然^{ぜん}を愛^{あい}しましょう。
- 1 スポーツに親^{した}しみ、教養^{きょうよう}を高^{たか}めて、
ぶん^{ぶん}か^かの^{こうじょう}向上^{じょう}につとめましょう。
- 1 げん^{げん}き^き 元^{はたら}気で働^{わか}き、若^{ちから}い力^{ちから}をそだてて、
しあわ^{しあわ}か^かてい^{てい} 幸^{しあわ}せな家^か庭^{てい}をつくりましょう。
- 1 たが^{たが} たす^{たす} 互^{たが}いに助^{たす}けあい、心^{こころ}の輪^わをひろげて、
あたたかい^{まち}町^{まち}をつくりましょう。
- 1 いのちを^{とうと}尊^{とうと}び、きまりを^{まも}守^{まも}って、
す^す 住^{しや}みよい社^{かい}会^{かい}をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいうでで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。



地域安全情報

110番を適切に利用しましょう



110番は、事件や事故などの、警察官にすぐ来てほしい緊急時に利用するダイヤルです。

緊急ではない相談や問い合わせは、#9110か最寄りの警察署の電話番号を利用するようにお願いします。

事件・事故など

緊急時は

110番

相談・問い合わせなど

緊急ではない時は

#9110

あるいは 最寄りの警察署

被害にあってからでは遅い!!

令和5年11月末現在、豊田署管内では**自転車盗**(422件, 前年比+75件)・**侵入盗**(175件, 前年比+47件)・**特殊詐欺**(44件, 前年比+17件)の被害が多発しました。
被害にあわないために、あなたも被害対策をやりましょう!!

自転車盗



※ 被害の約6割が無施錠!!

※ スポーツタイプの被害が多発!!

少しの用事でも必ず**鍵かけ!**
ワイヤー錠で柱などに固定!

侵入盗



※ 被害の約6割が

無施錠箇所からの侵入!!

玄関や窓は、必ず**施錠!**
窓に**補助錠**などを活用!

特殊詐欺



※ 電話で「お金やキャッシュカード」、
「コンビニで電子マネーのカード買ってきて」
などの話が出たら要注意!!

犯人と直接話さないために
留守番電話設定にする!
一人で悩まず
家族や警察に相談する!

1月豊田市地区区長会日程表

番号	自治区	開催日	曜日	時間	場所	交番・駐在	係	役	運営担当者	出席予定者
1	崇化館	1月10日	水	13:30	交流館	豊田市駅前	3	補	松島 伸和	左 同
2	梅坪台	1月9日	火	17:00	交流館	梅坪	2	査長	中野 幹良	左 同
3	浄水	1月9日	火	18:00	交流館	保見	2	長	岡田 浩司	左 同
4	朝日丘	1月10日	水	10:00	交流館	朝日丘	3	長	國定 秀徳	左 同
5	逢妻	1月11日	木	19:00	交流館	美山 宮 口	1 駐	査長 査長	辻村 文良 河合 淳朗	左 同 左 同
6	高橋	1月9日	火	19:00	交流館	高橋	2	長	村上 哲哉	左 同
7	美里	1月14日	日	14:30	交流館	御立	1	長	酒井 俊英	左 同
8	益富	1月7日	日	16:00	交流館	益富	3	査長	白井 健三	左 同
9	豊南	1月6日	土	時間未定	交流館	豊田	2	長	小松 茂生	左 同
10	末野原	1月10日	水	18:00	交流館	末野原	3	査長	養田 進平	左 同
11	上郷	1月12日	金	18:00	交流館	上郷	2	長	富松 宣之	左 同
12	竜神	1月10日	水	17:30	交流館	土橋	3	長	藤田 和之	左 同
13	若林	1月5日	金	17:00	交流館	若林	1	長	松原 正之	左 同
14	前林	1月12日	金	19:00	交流館	高岡	2	査長	岡本 嵩平	左 同
15	若園	1月5日	金	13:30	交流館	若林	1	査長	松原 正之	左 同
16	猿投台	1月12日	金	19:00	交流館	猿投台	2	長	堀江 雄一郎	左 同
17	井郷	1月10日	水	15:00	交流館	猿投台	3	長	富川 哲夫	左 同
18	猿投	1月6日	土	13:00	猿投 棒の手会館	加 納	駐	査長	橋元 秀和	左 同
19	保見	1月12日	金	18:30	交流館	保見 大 畑	2 駐	長 補	岡田 浩司 水野 茂人	左 同 左 同
20	石野	1月11日	木	19:00	交流館	広 瀬	駐	補	中川 彰太	左 同
21	松平	1月12日	金	18:00	交流館	王 滝	駐	査長	泉 貴啓	左 同
22	藤岡	1月9日	火	19:00	支所	藤岡	2	査長	須藤 大輔	左 同
23	藤岡南	1月11日	木	18:00	交流館	藤岡	1	長	井上 雅之	左 同
24	小原	1月5日	金	18:00	支所	市場	駐	長	近藤 浩	左 同
25	足助	1月9日	火	15:30	支所	明川	足助署		資料配布のみ	
26	下山	1月10日	水	14:00	支所	黒坂	足助署	長	伊藤 光弘	左 同
27	旭	1月9日	火	14:00	交流館	杉本	足助署	査長	氏原 亮介	左 同
28	稲武	1月9日	火	19:00	支所	御所貝津	足助署	補 長	浅井 旭 左右田 誠	左 同

変更・その他連絡がありましたら、下記までご連絡願います。

豊田警察署 地域課 地域安全担当官 坂本 連絡先 0565(35)0110 内線295

足助警察署 地域課 地域安全担当官 牛山 連絡先 0565(62)0110 内線294



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO. 46

令和5年12月12日



愛知県警察本部
生活安全総務課

令和5年11月末(暫定値)の犯罪発生状況

	刑法犯 総数	侵入盗	住宅対象 侵入盗	事務所荒し	出店荒し	自動車盗	自転車盗	性犯罪
認知件数 (件)	43,197	2,763	1,185	189	452	645	10,334	454
増減 (件)	+5,316	+421	+223	-30	+120	-168	+2,439	+126
増減比 (%)	+14.0%	+18.0%	+23.2%	-13.7%	+36.1%	-20.7%	+30.9%	+38.4%

Check
Point!

特殊詐欺

認知件数 (件)	1,246	被害額 (円)	約25億4988万
増減 (件)	+384	増減 (円)	+約8億496万
増減比 (%)	+44.5%	増減比 (%)	+46.1%

※性犯罪は、不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪の合計です。 ※増減・増減比は前年同期比
※被害額については、キャッシュカード手渡し型被害による事後引き出し額を含む。千円以下は切り捨て

今月のチェックポイント✓ 特殊詐欺被害を防ぐ



11月中は、還付金詐欺被害が26件と多発し、被害額は約2,885万円でした。「**還付金+ATM**」は**還付金詐欺**

Topics

年末年始を安心して過ごす!

年末年始は、空き巣や不在店舗を狙った侵入盗等が多発するおそれがあります。

次の防犯対策を徹底しましょう!



確実な施錠～窓・出入口

- ☐ 補助錠・警報器等を設置
- ☐ 不要な現金を保管しない
- ☐ 防盜性能の高い金庫を活用



- ☐ 不在を悟られない～^{新聞}STOP
- ☐ タイマーで室内灯を点灯
- ☐ SNS等に**資産行動**を発信しない



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO.47



令和5年12月19日

愛知県警察本部
生活安全総務課

令和5年度ボランティアフォーラムの 動画がYouTubeで公開されています！

令和5年7月8日、名古屋市中区内において、「中部ブロック防犯ボランティアフォーラム」が開催されました。

県内外から多数のボランティア関係者が参加し、代表のボランティア団体が活動概要の発表を行いました。



愛知県代表「啓発寸劇ボランティアおとひめ」

「電話のない江戸時代にタイムスリップした～い！」「私はいい鴨でした」

これは「啓発寸劇ボランティアおとひめ」の公演演目です。詳しく知りたい方は、

動画を御覧ください。



啓発寸劇ボランティア
おとひめ

いろんなボラン
ティア団体の活
動を知りたい

ボランティア
のメリットを
知りたい

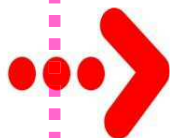
活動を長く
続けるコツ
を知りたい

期間限定！！

視聴はこちらから

全国のフォーラム開催の
動画はこちらから

愛知県開催の動画
はこちらから



公開3/15
まで！



令和 5 年 1 2 月 2 7 日

区長会役員 各位

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会
会 長 幸 村 的 美
とよた市民福祉大学運営委員会
委 員 長 山 村 史 子
(公 印 省 略)

「とよた市民福祉大学（第 8 期）」について（報告）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和 5 年度 5 月度の区長会にて説明させていただきました「とよた市民福祉大学（第 8 期）」が修了しましたので、ご報告させていただきます。
また、下記のとおり地区区長会会長様ならび自治区長様に情報提供させていただきます。

記

- 1 事業名
とよた市民福祉大学（第 8 期）
- 2 報告
とよた市民福祉大学の報告・・・2・3 ページ
- 3 情報提供
・地区区長会会長様宛
「とよた市民福祉大学（第 8 期）」修了者について（情報提供・ご依頼）・・・4 ページ
・自治区長様宛
「とよた市民福祉大学（第 8 期）」修了者について（情報提供）・・・5 ページ
- 4 連絡先
豊田市社会福祉協議会 共生推進課 担当：稲吉
〒471-0877 豊田市錦町 1 丁目 1-1
電 話 （0565）31-1294（直通） F A X （0565）33-2346
E メール vc@toyota-shakyo.jp 休業日 日・月曜日及び祝日

とよた市民福祉大学の報告

第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画における、基本目標2「地域福祉の担い手づくり」重点取組1「住民福祉教育の推進」の主な事業として「とよた市民福祉大学の推進」があり、その取組の一つとして実施。

福祉入門コースと家庭介護コースの2コースを開講し、本会が設置する地域福祉活動推進委員会におけるとよた市民福祉大学運営委員会が中心となって運営。

1 福祉入門コース（受講者・修了者数）

1期～4期 平成28年度～令和元年度

受講者153名 修了者149名

5期 令和2年度 受講者13名 修了者13名

6期 令和3年度 受講者21名 修了者20名

7期 令和4年度 受講者17名 修了者16名

8期 令和5年度 受講者34名 修了者34名



合計 受講者238名 修了者232名

〈中学校区別修了者数〉

2 家庭介護コース（受講者・修了者数）

1期～4期 平成28年度～平成30年度 ※1期は開講準備

			受講者	101名	修了者	97名
5期	令和	2年度	受講者	21名	修了者	20名
6期	令和	3年度	受講者	35名	修了者	33名
7期	令和	4年度	受講者	38名	修了者	36名
8期	令和	5年度	受講者	40名	修了者	38名



合計 受講者 235名 修了者 224名

〈中学校区別修了者数〉

3 修了者の動向 ※第7期修了者までの動向

活動内容	人数 [名]	活動内容	人数 [名]
民生委員児童委員	21	傾聴ボランティア	8
主任児童委員	2	学校ボランティア	5
地域会議委員	9	ヘルスサポートリーダー	4
地区コミュニティ会議福祉部会	15	高齢者・介護施設従事者	5
高齢者クラブ	2	ヘルパー	8
地域ふれあいサロン	8	病院ボランティア	3
子ども食堂・子ども支援	10	ガイドヘルパー	2
子どもの学習支援	25	市民後見人	9
お助け隊	4	その他、ボランティア活動	37
合計		177	

地区区長会会長 様

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会
会 長 幸 村 的 美
とよた市民福祉大学運営委員会
委 員 長 山 村 史 子
(公 印 省 略)

「とよた市民福祉大学（第8期）」修了者について（情報提供・ご依頼）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年度5月度の区長会にて説明させていただきました「とよた市民福祉大学（第8期）」が修了しましたのでご報告します。

また、今回の修了者で地域福祉活動に関心があり、ご了承が頂けた方の氏名・住所（町名のみ）・自治区名の情報提供をさせていただきます。

つきましては、大変お手数ではございますが、修了者の居住される地域の自治区長様への文書の配布もお願い申し上げます。

記

1 修了者氏名・住所

様

町
自治区

2 連絡方法

修了者の方との連絡を取られたい場合については、豊田市社会福祉協議会にお問合せください。

3 その他

個人情報の取扱いについては、充分にご配慮いただきますようお願いいたします。

4 連絡先

豊田市社会福祉協議会 共生推進課 担当：稲吉

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1

電 話 (0565) 31-1294 (直通) F A X (0565) 33-2346

Eメール vc@toyota-shakyo.jp 休業日 日・月曜日及び祝日

豊社協共発第 号
令和5年12月 日

自治区長 様

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会
会 長 幸 村 的 美
とよた市民福祉大学運営委員会
委 員 長 山 村 史 子
(公 印 省 略)

「とよた市民福祉大学（第8期）」修了者について（情報提供）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年度5月度の区長会にて説明させていただきました「とよた市民福祉大学（第8期）」が修了しましたのでご報告します。

また、今回の修了者で地域福祉活動に関心があり、ご了承が頂けた方の氏名・住所（町名のみ）の情報提供をさせていただきます。

記

1 修了者氏名・住所

様

町
自治区

2 連絡方法

修了者の方との連絡を取られたい場合については、豊田市社会福祉協議会にお問合せください。

3 その他

個人情報の取扱いについては、充分にご配慮いただきますようお願いいたします。

4 連絡先

豊田市社会福祉協議会 共生推進課 担当：稲吉

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1

電 話 (0565) 31-1294 (直通) F A X (0565) 33-2346

Eメール vc@toyota-shakyo.jp 休業日 日・月曜日及び祝日

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

自治区長 様

豊田市消防団長 黒野 準
豊田市消防長 光岡 康

消防団員募集の協力について（お願い）

日頃は、消防団の活動及び消防行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

消防団は、日頃の消火や捜索などの活動以外にも、常備消防の力だけでは対応困難な大規模災害時に大きな力を発揮します。当市におきましても、地域に根差し、訓練、研修等を通して知識及び技能を習得している消防団は、地域の安全を確保するうえで必要不可欠な存在です。

消防団員の確保については、以下のとおり様々な取組を実施しておりますが、各自治区におかれましても、引き続き消防団員募集に御理解と御協力をお願いいたします。

<消防団員確保の取組>

（１）現役消防団員による各家庭の訪問

（２）消防団活動の P R

パンフレット、ホームページや Instagram
等を活用



（３）「消防団応援の店」事業

事業所等が様々なサービスの協力を通じて消防団を応援する事業

（４）消防団×とよたおいでんバスのコラボレーション

おいでんバスに消防団のイラストをラッピングしました。

ラッピング期間：令和 6 年 1 0 月まで

主な運行路線：豊田・渋谷線



<消防団員募集用チラシの配布>

自治区掲示板や公民館への掲示をお願いします。

(1) 配布数：2枚

※3枚以上必要になる場合は、担当へご連絡ください。

(2) 区長便：令和6年1月10日（水）で配布します。

(3) 掲示期間：配布後から令和6年6月30日（日）まで

※掲示スペースに余裕がありましたら、掲示期間の延長をお願いします。

掲示期間終了後は、お手数ですが各自治区で廃棄してください。

<今年度の消防団員数>

1, 894人（令和5年4月1日現在）（前年比44人減）

【問合せ・連絡先】

豊田市消防本部 総務課 消防団担当 山口、近藤

電話 (0565) 35-9717

FAX (0565) 35-9709

Email shoubou-soumu@city.toyota.aichi.jp

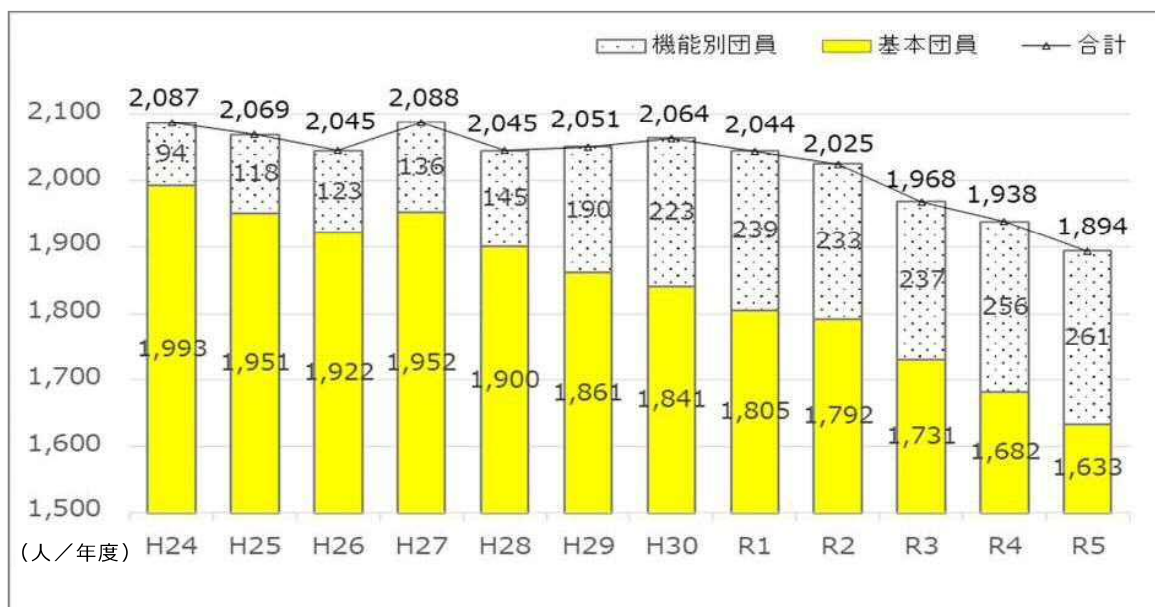
1 豊田市消防団の現状

(1) 消防団の主な活動

- ◆ 消火・水防活動、残火の警戒・処理、災害現場付近の住民の安全確保等
- ◆ 水難等の行方不明者の捜索・救助活動、地元自治区行事への参加等

(2) 消防団員数の推移

※各年度4月1日現在



(3) 地区ごとの消防団員数の推移（人）

※各年度4月1日現在

地区 \ 年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5
旧豊田市	951	937	945	951	940	926
藤岡地区	171	165	160	150	153	158
小原地区	109	117	108	106	101	93
足助地区	262	268	268	263	264	259
下山地区	165	159	153	140	136	138
旭地区	168	171	168	163	156	152
稲武地区	149	147	144	139	132	118

※正副団長、広報指導部、学生機能別団員は含んでいません。

2 消防団の活動紹介

自治区等での防災訓練の指導



火災等の災害対応訓練の実施



消防署との合同訓練の実施



火災予防の推進



次代の担い手の育成



火災等の災害出動



3 消防団の特性

地域密着性：団員は、地域の人々や事情に通じている。

要員動員力：訓練を積んだ多数の団員が災害時は動員できる。

即時対応力：団員が地元に住んでいるため、災害時は即時に対応できる。



Instagram
はこちら



PR 動画
はこちら

豊田市消防本部 総務課

☎ 0565-35-9717

〒471-0879 愛知県豊田市長興寺5丁目17番地1

✉ shoubou-soumu@city.toyota.aichi.jp





消防団の 主な活動

いつ起こるか分からない災害に迅速かつ的確に対応するため、日頃から訓練を重ねています。また、地域防災力の向上を図るため、地域の方々等に対し防災指導を行っています。

災害出動

災害発生時は、消防署と協力して対応します。
また消火活動のほか行方不明者の捜索など幅広く活動します。



学生機能別団員

若者の入団により、消防団の活性化に繋がっています。
主な活動は、自主避難所での活動や消防団行事への参加などです。



女性団員の活躍

「広報活動・防災指導を行う女性」、「男性と同じように災害現場で活動する女性」が活躍しています。



カラーガード隊



ファイヤーガード隊



分団所属女性団員



分団所属女性団員

各種訓練

豊田市は都市部、山間部などさまざまな地域性があります。そのため、基礎訓練を重ね、管轄する地域に即した訓練を行っています。



消防団応援の店事業



地域の安全・安心を守る活動を行っている消防団員を支援するために、店舗や事業所等に「消防団応援の店」として登録いただき、消防団員や消防団員を支える家族に料金割引などのサービスを提供することにより、消防団員を応援していただくものです。

消防団協力事業所表示制度



「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力を通して、地域の消防防災体制がより一層充実させることを目的としています。認定を受けた「消防団協力事業所」は、取得した表示証を事業所に掲示できるほか、自社ホームページなどでも広く公表できます。

消防団員の主な待遇は？

消防団員には、豊田市から年額報酬と、災害活動時・訓練時の手当などが支給されます。また、その他にも各種補償があります。

一般的な消防団員の年間報酬（例）

年額報酬：36,500 円（階級が一般団員の場合）
訓練報酬：3,000 円/1 回（年間 10 回程度まで支給されます）
災害出動報酬：12,000 円（4 時間の災害に 2 回出動した場合）
費用弁償：300 円/1 回（災害・訓練で自家用車使用した場合）
合計 82,100 円
また、5 年以上勤続して退団した場合、退職報償金として階級や勤続年数に応じて、**200,000 円以上**が支給されます。

その他補償制度

災害出動時に自家用車事故したら？
消防団活動中にケガをした場合は？

制度により補償されます

入団資格

満 18 歳以上で豊田市に居住、勤務、または通学している健康な方なら、性別問わず入団できます。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

自治区長様

豊田市事業管理者 前田 雄治

「水道管の凍結にご注意ください」啓発チラシの自治区回覧について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は水道・下水道事業につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、冬期においては、寒波の影響により、全国各地で水道管が凍結し、破損することなどによる漏水が発生しています。特に、強い寒波に見舞われると、漏水の多発などが原因で水道水が不足し、広い範囲で断水に至る事例が発生しています。

豊田市上下水道局では、各家庭の水道管凍結による破損、漏水及び断水の発生を未然に防止するため、各種情報媒体を用いた情報発信に努めています。この度、更なる発信強化のため、一般社団法人日本損害保険協会中部支部との共働により、啓発チラシを作成しました。

つきましては、別紙のとおり「水道管の凍結にご注意ください」啓発チラシを送付させていただきますので、より多くの市民の皆様にご理解・ご協力いただきますよう、貴自治区にて回覧をお願いいたします。

【問合せ】

豊田市上下水道局 総務課 高須、郡嶋

電 話 3 4 - 6 6 5 3

F A X 3 6 - 5 5 2 9

E-mail jyougesuisoumu@city.toyota.aichi.jp

こちら
も
ご
覧
く
だ
さ
い



POINT 2

給湯器の配管内の水が凍結して、故障することがあります。

給湯器の取扱説明書や
メーカーのホームページを
確認し凍結対策を！

POINT 1 水道メーターボックス

特に注意!

むき出しの蛇口や水道管

蛇口にタオルなどを巻きつけ、ビニールテープ等で固定し、雨や雪で濡れてしまわないようにビニール袋をかぶせましょう！

タオル等
ビニール袋

ビニール袋

**「凍結注意マップ」も
ご確認ください**

[豊田市
凍結注意マップ
リンク](#)



地表面温度が
-4℃以下の日数

■:1日
■:2日
■:3日以上

もし水道管が破裂してしまったら？

①バルブを閉めて水を止める

※バルブは水道メーターの
付近にあります

②修理を依頼する

※修理は、豊田市指定給水
装置工事事業者に依頼
してください！



豊田市指定
給水装置工事
事業者一覧は
こちら▶



悪徳業者には「注意ください」

悪質住宅修理業者 ご注意ください

～実際に愛知県でも発生しています～

古くなって
壊れた部分も
保険金で
直せますよ。

このたびの災害に対し
心よりお見舞い申し上げます
面倒な保険の申請
から修理まで
請け負いますよ。

築40年



台風一過



その後

- 見積もりが高額、契約内容も不審なので保険請求をやめた
- 不当な修理費用を請求された



嫌がらせが開始

「コンサルティング費用を支払え」と執拗な催促、業者が組んだ足場を解体してくれない等の嫌がらせが発生。

しかし！

- 困っていた時だったので焦って契約。後で契約書をよく見ると手数料が50%…？



高額手数料の要求

しかも、手数料を除いた残り50%の保険金では修理が完全にはできないと言われ、追加金を要求された。

契約後でも解除できる場合があります。**急いで** 相談ダイヤルにご連絡ください。

こんな
トラブル
にも
注意!!



「格安」を うたう 修理業者

当初案内された費用とは別に出張費や手数料と言って別途、費用を請求してくる詐欺です。ネット検索でヒットした格安の業者に依頼し、トラブルになる事例が多く報告されており、レッカー業者や水道業者など、悪質な業者には注意が必要です。

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル 0120-309-444

作成 一般社団法人 日本損害保険協会中部支部 協力 豊田市上下水道局

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

自治区長様

豊田市長 太 田 稔 彦

【市公式 LINE 新機能】道路損傷通報システムの導入について (情報提供)

豊田市は、市が管理する道路施設の損傷・不具合を発見した際に、豊田市 LINE 公式アカウントから写真や位置情報を送信して、通報することができる「道路損傷システム」を新たに導入します。

本システムを多くの市民の皆様が手軽にご利用いただくことで、道路損傷の早期発見と迅速な対応につなげていきます。

記

- 導入開始日

令和 6 年 1 月 4 日 (木)

- 通報対象

- ・側溝・集水桝（蓋のガタツキなど）
- ・舗装（穴ぼこや陥没、段差など）
- ・カーブミラー・照明灯（角度調整や不点灯など）
- ・街路樹（剪定や草刈など）
- ・ガードレール（曲がりやゆがみなど）



＜豊田市 LINE 公式アカウント＞

※豊田市工事申請書との取扱いの種別分け、注意事項については別添参照

- 利用方法

- (1) 豊田市 LINE 公式アカウントを友だち登録
- (2) メインメニューから「道路損傷通報」を選択
- (3) トーク画面の案内に沿って道路の区分等を選択
- (4) 損傷情報（写真・位置情報）を送信

※通報は匿名扱いです。

※市からの返信・回答はありません。

※緊急時（災害時）は電話で通報ください。



- その他

市民の方々にも広報とよた 1 月号に掲載し、周知します。

連絡先 建設部 道路維持課
道路施設担当 長嶋・近藤
外線 0 5 6 5 - 3 4 - 6 6 4 5

自治区要望工事(土木ほか)施工

1 目 的

道路(市管理)、河川(市管理)等の整備を促進し、市民に安全で快適な生活環境を提供する。

2 対象事業及び担当課

(1) 「豊田市工事申請書」で申請する事業

※あいち電子申請・届出システムでの提出も可能です。

<注意事項>

- ①案件ごとに申請内容を記入し、**必ず申請時期を守ってください。**ただし、緊急対応が必要な修繕等は、定められた申請時期にかかわらず受付します。また、**位置図と状況写真を必ず添付してください。**
- ②複数の工事を依頼する場合は、自治区での要望を整理し、優先順位を明確にしてください。
- ③あらかじめ、工事か所の境界や隣地承諾等の目処を付けておいてください。
- ④工事申請分は、必要に応じて自治区長立会いのもとで現地調査をし、後日「採択又は不採択」を決めます。
- ⑤**採択された工事の実施は次年度以降となります。**「自治区長の交代」がある場合は、漏れの無いよう引き継いでください(申請書の写し、担当課や担当者名、経過報告等)。
- ⑥工事申請書の回答(土地改良及び県事業を除く)は、2月10日の区長便または地区区長会で各自治区に配布します。

種別	区分	工事または事業の内容	注意事項	申請時期	受付	担当課
道 路 (市道)	新設 改良	道路、橋梁、舗装、 歩道、歩道橋	新設、拡幅の場合、工 事承諾書が必要	4～ 8月	支所	土木課 ☎34-6646 地域建設課 ☎62-0604
	修繕	側溝 道路、橋梁、舗装、 歩道、歩道橋、側 溝、街路樹	緊急修繕は随時受付	4～ 8月	支所	道路維持課 ☎34-6645 地域建設課
法定外 道 路 (赤道・ 里道)	新設 改良	舗装、拡幅、 里道橋	現場条件により地元 分担金 10%以上が必 要、工事承諾書等が必 要	4～ 8月	支所	土木課 地域建設課
	修繕	側溝 舗装、里道橋、 側溝		4～ 8月	支所	道路維持課 地域建設課



道路損傷通報システム(LINE)にて対応可能

令和 5 年度版 自治区運営の手引きより

様式集→Ⅱ 巻_各種支援制度 2_道路・河川の工事・原材料支給 (1) 自治区要望工事

種別	区分	工事または事業の内容	注意事項	申請時期	受付	担当課
交通安全施設	新設 改良	カーブミラー、ガードレール、道路照明灯、区画線 (国道・県道・農道は各道路管理者へ)	様式集 C D 内「交通安全施設等要望の手引」を参照してください	4～8 月	支所	交通安全防犯課 ☎34-6633
	修繕		緊急修繕は随時受付 区画線は交通安全防犯課	4～8 月	支所	道路維持課 地域建設課
交通安全看板	支給	立看板 (詳細は 60 ページ参照)	交通安全防犯課にて受け渡し後、自治区で設置・維持管理	4～8 月	支所	交通安全防犯課
交通規制	新設 移設	横断歩道、信号機、一時停止、駐車禁止、ゾーン 30 等	交通安全防犯課を経由して公安委員会(警察)へ要望	随時	支所	警察署 (市の窓口) 交通安全防犯課 ☎34-6633
	修繕	塗り直し、標識の修繕	交通安全防犯課を経由して警察へ要望または直接警察署へ連絡(指定書式なし)	随時	警察署	各警察署 交通規制係 豊田警察署 ☎35-0110 足助警察署 ☎62-0110
河川	新設 改良 修繕	排水路	水路用地が確保されること 緊急修繕は随時受付	4～8 月	支所	河川課 ☎34-6672 地域建設課
	改良 修繕	市管理河川、調整池				
公園	新設	地域広場	申請書受理後、現地確認及び自治区ヒアリングを行います	前年 8～7 月	支所	公園緑地 つくる課 ☎34-6676
	修繕	都市公園 地域広場 緑地	緊急修繕は随時受付	4～8 月	支所	公園緑地 つかう課 ☎34-6621
土地改良	新設 改良 修繕	農道、農業用排水路 ※改良区管理の施設は対象外	地元負担金 30%以内が必要 多面的交付金エリア内は、活動組織と事前協議が必要	4～8 月	支所	農地整備課 ☎34-6647 地域担当 ☎62-0605
道路 (林道)	新設 改良等	開設、改良、舗装 (なお、事業採択には県と協議が必要となります。)	開設は分担金 3%・工事承諾書等が必要	4～8 月	支所	森林課
	修繕		緊急修繕は随時受付			

工事申請書

☐ 豊田市長
☐ 愛知県知事
☐ 事務所長(国) 様

令和3年4月 改訂

申請日 年 月 日		※太枠内のみ御記入ください。	
申請者 (区長)		連絡先 (区事務所 自宅) いずれかに○	
自治区 No		電話	
		F A X	
申請場所 (○○町○○丁目○番地付近)		※道路、河川は延長と幅員、農地関連は全て記入 延長 m 受益者 人 幅員 m 受益面積 m ²	
①道路関係	②河川・排水路関係	③公園関係	④農地関係
☐ 市道 (No) ☐ 農道 ☐ その他の道路	☐ 河川 (河川名) ☐ 排水路 ☐ 調整池	☐ 都市公園 ☐ 地域広場 ☐ 緑地	☐ 農業用水路 ☐ 農業用排水路 ☐ 農業用ため池
【新規設置】 ☐ 道路新設 ☐ 新規舗装 ☐ 側溝 ☐ 歩道 ☐ 橋梁・歩道橋 ☐ 交通安全施設・規制 ☐ 交通安全看板 (支給)	【河川】 ☐ 修繕 ☐ 浚渫 ☐ 改良 ☐ 草刈り・剪定 【排水路】 ☐ 新設 ☐ 修繕 ☐ 浚渫 【調整池】 ☐ 修繕 ☐ 浚渫	【公園施設】 ☐ 新設 ☐ 修繕 ☐ その他 【公園遊具】 ☐ 新設 ☐ 修繕 【植栽・樹木】 ☐ 剪定・伐採 ☐ 害虫駆除	【農業用水路】 ☐ 改良 ☐ 修繕 【農業用排水路】 ☐ 改良 ☐ 修繕 【農業用ため池】 ☐ 改良 ☐ 修繕 【改良区管理施設】 ☐ 該当 (申請不可) ☐ 非該当 【多面的交付金】 ☐ 区域外 ☐ 区域内 (協議済み) 組織名
【修繕】 ☐ 舗装 ☐ 側溝 ☐ 歩道 ☐ 交通安全施設 ☐ 橋梁・歩道橋 ☐ 路肩 ☐ のり面 ☐ その他			
【拡幅】 ☐ 道路 ☐ 歩道			
【詳細内容】・どのような状況でお困りなのか どういった処置をお望みか詳しくお書きください。 (ひとつの申請書に、ひとつの要望を記入してください。)			
□ この申請内容は自治区により確認・承認済みです。			
◎必要書類 : ☐ ①申請書 ☐ ②場所がわかる地図 (A3又はA4) ☐ ③様子がわかる写真			
支所・地域支援課受付	事業課受付 (当初)	事業課受付 (最終担当課)	
【発送】 ☐ 道維 ☐ 河川 ☐ 土木 ☐ 公園 ☐ 農整 ☐ 交防 ☐ 地建 ☐ その他	確認	確認	

令和3年4月 改訂

■支所記入欄

※提出する必要はありません。

要望内容によって、担当課が異なります。下表を参考にして、担当課の振り分けをお願いします。

(該当にレ点)

道路関係	●道路を新設	土木課	☐
(市道・里道)	●今ある道路を拡幅	土木課	☐
	●未舗装の道路を舗装	土木課	☐
	●道路内の側溝整備（新設・修繕）	道路維持課	☐
	●既設舗装の修繕	道路維持課	☐
	●街路樹のせん定・害虫駆除	道路維持課	☐
	●道路法面・路肩の修繕	道路維持課	☐
	●カーブミラー、ガードレール、道路照明灯の新設	交通安全防犯課	☐
	●カーブミラー、ガードレール、道路照明灯の修繕	道路維持課	☐
	●区画線の新設、修繕	交通安全防犯課	☐
	●みどり線の修繕	各学校	☐
	●信号機、横断歩道、一時停止の新設・移設（警察署対応）	交通安全防犯課	☐
	●横断歩道、一時停止の塗り直し、標識の修繕	直接警察署へ	☐
橋・歩道橋	●橋、歩道橋を新設・架けなおし	土木課	☐
関係	●橋、歩道橋を修繕・塗装	道路維持課	☐
河川・排水路	●河川の改良・修繕・浚渫	河川課	☐
関係	●排水路の新設・改良・修繕・浚渫	河川課	☐
	●調整池の修繕・浚渫	河川課	☐
都市公園	●地域広場（ふれあい広場、ちびっこ広場）の新設	公園緑地つくる課	☐
地域広場	●都市公園、地域広場の施設・遊具等の修繕	公園緑地つかう課	☐
緑地関係	●都市公園、地域広場の樹木のせん定・伐採・害虫駆除	公園緑地つかう課	☐
	●緑地の敷地内の樹木のせん定・伐採・害虫駆除	公園緑地つかう課	☐
農道関係	●農道の舗装・改良・修繕	農地整備課	☐
用排水関係	●用排水路の改良・修繕	農地整備課	☐
溜池関係	●農業用ため池に関する事業及び改良・修繕	農地整備課	☐
その他	●内容	課	☐

道路損傷通報システム（LINE）にて対応可能な具体事例

【通報できる内容】

○道路の側溝・集水枡

- ・ 蓋のガタツキ
- ・ 蓋の欠け、ひび割れ
- ・ 蓋の隙間
- ・ つまり（掃除）
- ・ 側溝本体の破損



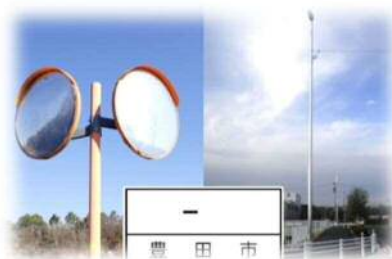
○舗装の穴ぼこ・陥没

- ・ 舗装の穴ぼこ（はくり）
- ・ 路面の段差
- ・ 歩道タイルの破損
- ・ 点字ブロックの破損
- ・ 縁石の損傷



○カーブミラー・照明灯（※豊田市の管理番号ステッカーが貼ってあるもの）

- ・ カーブミラーの向き調整
- ・ カーブミラーの支柱破損
- ・ カーブミラーの鏡面不良
- ・ 照明灯の不点灯、球切れ



○通行の妨げにある樹木・草

- ・ 街路樹の枝折れ
- ・ 道路への倒木、枯枝落下
- ・ 車両との接触のおそれ
- ・ 標識、信号が見えづらい



○ガードレール・その他道路施設

- ・ ガードレールの曲がり
- ・ ガードレールの破損
- ・ その他



【注意事項】

- ・本通報は、豊田市で管理している市道、里道（農道、林道を除く）道路施設の損傷情報提供を受けることを目的としており、必ずしも補修等を行うものではありません。
- ・トークの応答は自動応答となり、豊田市より個別で返信・回答することはありません。（匿名での通報となります。）
- ・24 時間通報いただけますが、**受信確認は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間**に行います。（情報を受信してから、対応まで時間がかかることがあります。）
また、市の判断により、緊急性が低いと判断した場合や他に緊急性が高い案件がある場合などは、経過観察の対応を取ることもあります。
※緊急性が高いと判断するケース: 直ちに危険を及ぼすもの（舗装の陥没や倒木など）
- ・本通報では舗装、側溝およびカーブミラー等の新規設置要望は承っておりません。新規要望は地元自治区長へご相談ください。

【緊急時（災害時）の通報について】

緊急時（災害時）は各管理者まで**電話**でご連絡ください。

○豊田市道および里道（国道、県道、農道、林道、私道を除く）**◆豊田・藤岡・小原地区**

建設部 道路維持課 （平日 8:30～17:15 / 直通：0565-34-6645）

◆旭・足助・下山・稲武地区

建設部 地域建設課 （平日 8:30～17:15 / 直通：0565-62-0604）

平日夜間 17：15～8:30、土日祝 / 代表：0565-31-1212

○国道 153 号・国道 155 号

国土交通省 豊田維持出張所 代表：0565-32-6110

○その他 国道・県道**◆豊田・藤岡・小原地区**

愛知県 豊田加茂建設事務所 直通：0565-35-9320／代表：0565-35-1311

◆旭・足助・下山・稲武地区

愛知県 豊田加茂建設事務所 足助支所 直通：0565-62-0047／代表：0565-35-

1311

○農道

産業部 農地整備課 （平日 8:30～17:15 / 直通：0565-34-6647）

○林道

産業部 森林課 （平日 8:30～17:15 / 直通：0565-62-0602）

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

豊田市区長会役員 様

豊田市交通安全市民会議
会 長 阿 垣 剛 史

令和 6 年豊田市交通安全市民大会の開催について（御案内）

日頃は、交通安全運動の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、豊田市交通安全市民会議では、新しい年を迎え関係者が一堂に会し交通事故撲滅への決意を新たにすべく、下記のとおり「令和 6 年 豊田市交通安全市民大会」を開催いたします。

つきましては、区長会を代表して役員の皆様に御出席をお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 2 7 日（土） 午後 2 時から 4 時
- 2 会 場 豊田市福祉センター ホール （豊田市錦町 1 丁目 1 - 1）
- 3 主 催 豊田市交通安全市民会議
- 4 内 容 ◇第 1 部 式典
交通事故犠牲者への黙祷／市長感謝状贈呈／豊田市交通安全グリーン功労章贈呈／交通事故防止優良校（園）表彰／交通安全作品入賞者表彰／交通安全作文の朗読／大会宣言 他
◇第 2 部 ラードライバー安藤裕一氏による講演
- 5 来賓予定 豊田市長、豊田市議会議長、豊田警察署長、足助警察署長 等
- 6 出欠確認 人数把握のために出欠を取らせていただきます。お手数ですが、別添の「出欠席確認票」に記載の上、令和 6 年 1 月 9 日（火）までに F A X（3 2 - 3 7 9 4）で報告していただきますようお願いいたします。出欠の確認後、特に御案内等はいたしませんので、ご出席いただける方は当日直接会場へいらしてください。
- 7 そ の 他 この文書は区長会役員様への御案内のため、地区区長会で各自治区長への配布は不要です。

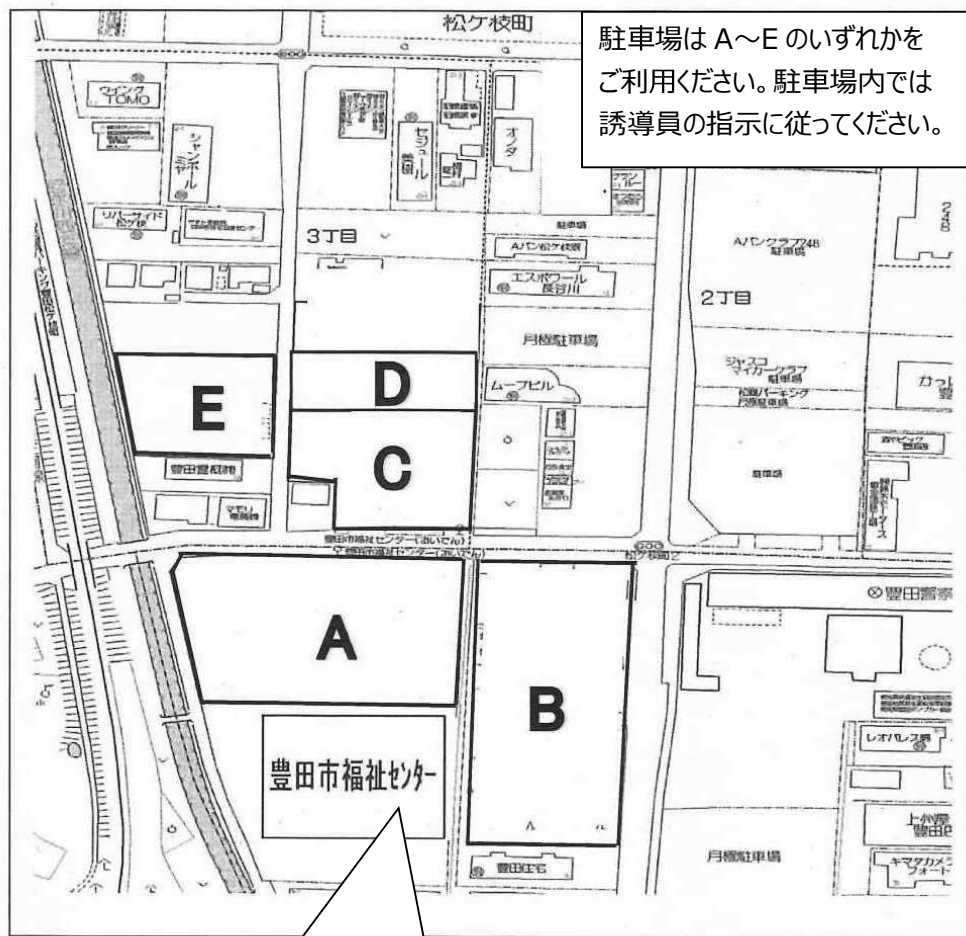
《連絡先》

豊田市交通安全市民会議（豊田市地域振興部 交通安全防犯課内）

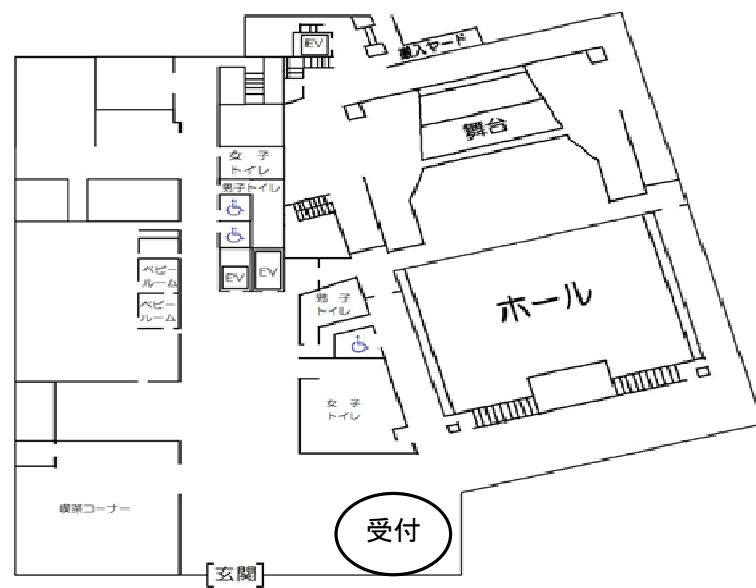
電 話 3 4 - 6 6 3 3 担当 高井

F A X 3 2 - 3 7 9 4

《福祉センター駐車場の御案内》



【会場のご案内】



F A X 3 2 - 3 7 9 4 (送信票不要)

【報 告 先】豊田市交通安全市民会議（交通安全防犯課内 担当 高井）

【報告期限】令和6年1月9日（火）

令和6年豊田市交通安全市民大会（令和6年1月27日開催）

出欠席確認票

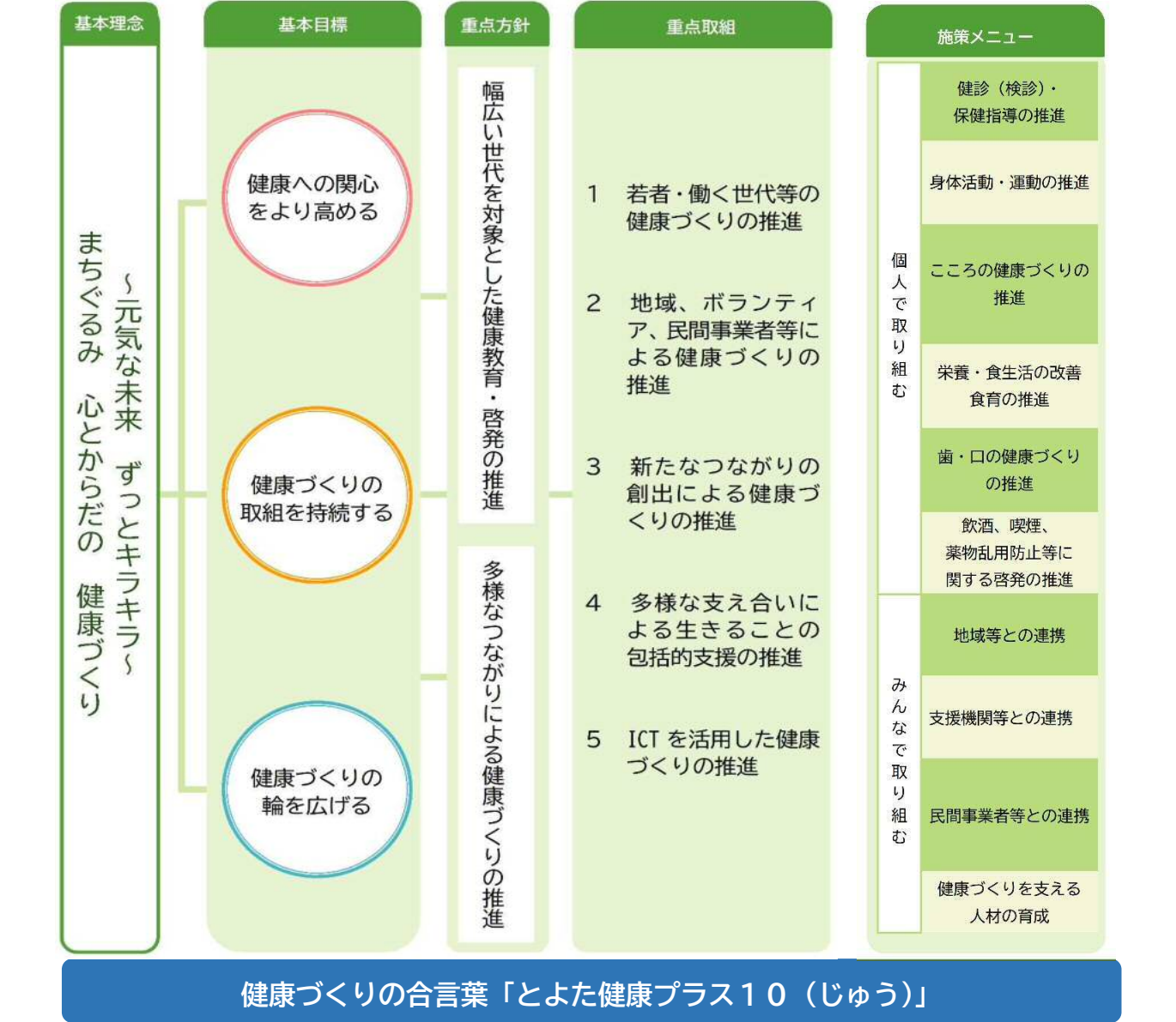
<区長会役員様>

地区名（自治区名）	地区（ 自治区 ）
氏 名	
出 欠	御出席 ・ 御欠席 ※どちらかに○をつけてください

1 計画の概要

名称	健康づくり豊田21計画（第四次）
策定目的	生活習慣及び社会環境の改善を通して、全ての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる社会を実現するため。
期間	令和6年度から令和11年度（6か年）
位置付け	健康増進法に基づく健康増進計画、食育基本法に基づく食育推進計画、自殺対策基本法に基づく自殺対策計画を一体的に策定

2 計画の体系



※ パブリックコメント結果の反映

項目	意見分類	反映内容
計画全般	施策全般、市民への周知・啓発	健康づくりの合言葉を設定
分野別の取組等	地域等との連携、こころの健康づくり、デジタル化・ICTの活用	重点取組の内容に反映

3 健康づくりの合言葉（計画のスローガン）

- 本計画を広く市民に周知し、市民が自ら健康づくりを進めていくための「健康づくりの合言葉」として『とよた健康プラス10（じゅう）』を設定する。この合言葉を意識し、市民一人ひとりが各分野で「プラス10（じゅう）」の取組を設定し実施していく。

例えば・・・野菜を10口多く食べる、毎日10分多く運動する、10分早く寝る など

4 評価と指標

- 計画の基本理念に近づけたどうかを評価する「基本指標」、重点取組の進捗を評価する「重要指標」、施策ごとの取組を評価する「参考指標」を設定する。

■ 基本指標

指標案	現状値	目標
健康寿命の延伸	男性 81.0 歳 女性 84.9 歳	↗
健康づくりに取り組む市民の増加	男性 86.9% 女性 88.0%	↗
主観的健康感（観）の向上	男性 42.3% 女性 47.0%	↗
自殺死亡率の低下（5年間の平均値）	14.7（10万人当たりの自殺者数）	↘

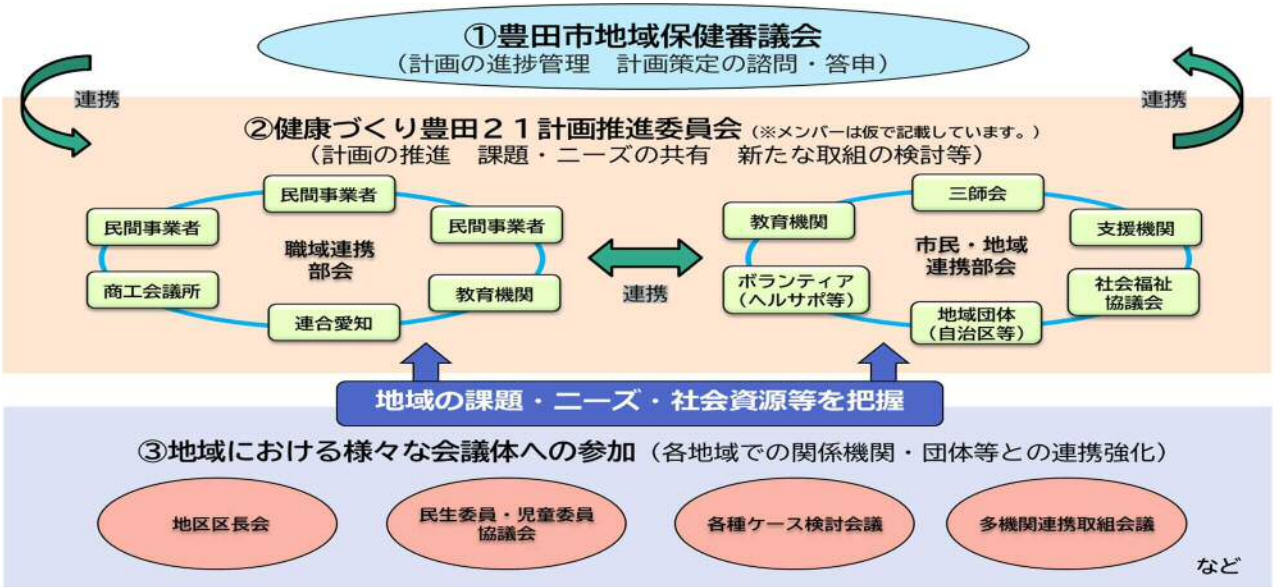
5 計画の推進

（1）計画推進のポイント

- ① 若者・働く世代を含む全世代へのアプローチ**
地域や高齢者に加え、大学や民間事業者等へ専門職が積極的にアウトリーチを行う。
- ② 多様な主体との連携を強化**
アウトリーチにより各主体との連携を強化し、自然に健康になれるまちづくりを目指す。
- ③ ICTの積極的な利活用**
健康づくりに関する研修や講座、情報発信等、ICTの積極的な利活用を進める。

（2）計画の推進体制

- 計画の推進体制については、地域保健審議会にて計画の進捗管理を行うほか、新たに設置する健康づくり豊田21計画推進委員会にて、健康づくりに関する課題・ニーズの共有、新たな取組の検討等を行う。



※その他に「④庁内連携会議」を設置し、市役所内の関係課との連携を強化していく。